

答 申

今後の水道事業経営について

(中期経営計画の計画期間の改定及び新たな基本計画のあり方)

平成 26 年 10 月 20 日

いわき市水道事業経営審議会

目 次

主文	1
本文	3
はじめに	4
1 中期経営計画の計画期間の改定（平成 28 年度までの経営）	5
2 新たな基本計画のあり方（平成 29 年度以降の経営）	6
(1) 水道事業を取り巻く現況と将来の事業環境	6
ア いわき市水道事業経営プランと国の新水道ビジョン	
イ 給水人口・給水量・給水収益の将来見通し	
ウ 水道施設の更新需要	
(2) 将来の事業環境を踏まえた水道施設の再構築等	9
ア 水道施設の再構築	
イ 水道施設の更新	
ウ 水道施設更新等の事業費と建設投資可能額	
資料編	13

平成26年10月20日

いわき市長 清水 敏 男 様

いわき市水道事業経営審議会

会 長 大 川 信 行

(公印省略)

今後の水道事業経営について（答申）

本審議会は、平成24年11月に諮問のあった水道事業経営について、次のとおり答申する。

主 文

本市水道事業は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする基本計画と、平成23年度から平成26年度までの4年間を計画期間とする中期経営計画（第二期）の二つの計画で構成されている「いわき市水道事業経営プラン」を指針として経営を行っている。

本審議会においては、これら二つの計画のうち、中期経営計画（第二期）については計画期間の2年間延長に関して、また基本計画については新たな計画のあり方に関して審議した。

1 中期経営計画の計画期間の改定（平成28年度までの経営）

現行の中期経営計画の計画期間は、平成26年度までとなっているが、東日本大震災の影響により、繰り延べられている一部事業の着実な実施を図る必要があるほか、震災復興関連事業の継続実施が予定されていることなどから、現行の中期経営計画の計画期間を上位計画である基本計画の計画終期にあわせて2年間延長する。

平成28年度までの計画期間内の財政収支見通しにおいては、各事業を着実に実施するための資金が確保できており、現行の水道料金体系を維持したままでの事業経営が可能な見通しである。

以上、本審議会は、現行の中期経営計画の計画期間を平成28年度まで2年間延長する改定を妥当と判断する。

2 新たな基本計画のあり方（平成29年度以降の経営）

(1) 水道事業を取り巻く現況と将来の事業環境

人口減少社会の到来や震災の経験など水道事業を取り巻く環境が大きく変化している中、本審議会は、重要な課題である人口減少等に伴う給水量の減少と水道施設の更新需要の増大の二点について、現況を把握するとともに将来の事業環境を確認した。

(2) 将来の事業環境を踏まえた水道施設の再構築等

ア 水道施設の再構築

給水量の減少による施設稼働率の低下と事業効率の悪化に対処し、また、効率的な施設の更新を図るためには、水道施設全体の見直しをしていく必要がある。

見直しにおいては、災害時に必要となる一定程度の予備能力を考慮した上で、施設能力の最適化の検討を進め、安定給水とあわせて余剰の施設を削減する水道施設の再構築（浄水場、配水池、ポンプ場の廃止等）を進めていくべきである。

イ 水道施設の更新

老朽化した施設の更新需要の増大に対処するには、将来を見据えた施設更新の考え方を明確にする必要があり、そのためには施設を実際に使用できる年数を見極めた上で、重要度・優先度を考慮した更新基準を設定し、更新事業を行っていくべきである。

ウ 水道施設更新等の事業費と建設投資可能額

現行の水道料金体系を維持した上で企業債の発行を現行水準に保つという条件のもとで投資可能額を試算したところ、このままでは将来、投資必要額を確保できなくなる状況に至る。このため、長期的視点での施設のダウンサイジングや最適な更新による事業費圧縮を図るほか、企業債の適正管理を踏まえた資金計画を立てるなど安定経営に向けた種々の取組を進めていくべきである。

以上の本答申の趣旨が十分に尊重され、水道事業経営に反映されることを強く要望する。

本 文

今後の水道事業経営について

(中期経営計画の計画期間の改定及び新たな基本計画のあり方)

はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災から、3年半が経過した。

ライフラインの一つである本市水道は、この震災により甚大な被害を受け、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなったが、当初の見通しよりも早く復旧がなされ、現在は、津波被害地区等の復興に向けた取組が進められている。

震災を経験し、水の供給が止まることの負担と影響は、計り知れないことを改めて認識するに至り、水道事業を市民生活に欠かせない生活基盤として健全な姿で次世代に引き継いでいくことが、現世代の責務であることを痛感したところである。

このような中、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の将来推計人口」によると、今後わが国の総人口は長期にわたって減少が続くとされ、本市水道事業においても、将来的に給水人口の減少に伴う給水収益のさらなる減少が予測され、財政状況の悪化が懸念される。

一方で、高度経済成長期等に急速に整備された水道施設の老朽化が進行し、大量更新の時期を迎えつつある今、水道施設の更新は全国の水道事業体共通の重要な課題となっている。特に、本市は給水区域が広大で、しかも起伏に富む地勢であり、市街地も分散しているなど他事業体よりも水道施設を多く必要とする経営環境にあることから、このことは最重要かつ喫緊の課題となっている。

以上を踏まえ、平成24年11月20日に市長から「水道事業経営について」として経営全般についての諮問を受けた本審議会は、短期的な視点からの中期経営計画の計画期間の改定（平成28年度までの経営）と中長期的な視点からの新たな基本計画のあり方（平成29年度以降の経営）の二点について、11回にわたる慎重かつ精力的な審議を行い、本答申を取りまとめた。

1 中期経営計画の計画期間の改定（平成28年度までの経営）

水道局は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする基本計画と、同計画に基づき4年間の具体的施策を定めた中期経営計画の二つの計画で構成されている「いわき市水道事業経営プラン」を策定し、水道を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、施設の更新事業を計画的に進めるとともに、財政基盤の強化に努めている。

現行の中期経営計画は、第一期（計画期間：平成19～22年度）を引き継いで第二期（計画期間：平成23～26年度）の計画として策定され、震災後、災害対策の取組を強化するなどの一部見直しを経て、間もなく、計画期間の終期を迎える。

平成27年度以降については、新たな計画を策定すべきであるが、震災の影響により繰り延べられている一部事業の着実な実施を図る必要があるほか、震災復興関連事業の継続実施が予定されていることなどから、現行の中期経営計画の計画期間を上位計画である基本計画の計画終期にあわせて2年間延長するとする考えが示された。

その2年間については、繰り延べられている一部事業の実施などに加え、基本計画の基本方針のもと経営目標の実現に向けて引き続き取り組むほか、今後策定を予定している新たな基本計画に基づく取組の先導的な役割を果たせるように、経営体質の強化を図りながら、更新需要の増大を見据えた老朽施設の更新事業などを進めることを確認した。

また、平成28年度までの計画期間内の財政収支見通しにおいて、収入の根幹となる給水収益については、平成23年度に震災の影響により大きく落ち込んだものの、その後、復興特需や本市への人口移動の発生等が要因と考えられる回復傾向を見せ、直近ではそれら震災による影響は落ち着きが見られることから、震災前と同程度の減少傾向で推移するものとして見込まれている。

その減少を見込んだ給水収益に基づく財政収支において、各事業を着実に実施するための資金が確保できており、現行の水道料金体系を維持したままでの事業経営が可能な見通しであることを確認した。（参考資料1参照）

以上、本審議会は、現行の中期経営計画の計画期間を平成28年度まで2年間延長する改定を妥当と判断する。

2 新たな基本計画のあり方（平成29年度以降の経営）

(1) 水道事業を取り巻く現況と将来の事業環境

ア いわき市水道事業経営プランと国の新水道ビジョン

国（厚生労働省）は、平成16年に、水道界全体の方向性を示すための水道ビジョンを策定し、全国の水道事業体にそれぞれの実情に応じた地域水道ビジョンの作成と、それに基づく事業の推進を求めてきた。

さらに、平成25年3月に、それまでの水道ビジョンを全面的に見直しをした新水道ビジョンを策定した。同ビジョンでは、全国的な人口減少社会の到来や震災の経験など水道事業を取り巻く環境の大きな変化に対応し、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像などを提示している。

本市においても、平成18年に基本計画を策定し、「経営の健全化」、「安定給水の確保」などの基本方針のもと、水道を健全な姿で次世代に引き継いでいくための取組を行ってきており、これまで、組織機構見直しによる業務効率化や、経費削減、企業債借入れの抑制などを行い財務体質の改善に努めながら、安全で良質な水の安定供給や利用者サービスの向上などのための各種事業を実施してきた。

経営状況を分析すると、一段と進む給水人口の減少などにより、収入の大部分を占める給水収益が計画を下回る中、施設の更新や耐震化など収入の増加に直接結び付かない事業が増大している状況にある。加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力発電所事故による影響を受け、地域経済は先行きが見えづらい状況となっている。

このような中、本市が定める基本計画は間もなく終期を迎えることから、水道局では、平成29年度を計画期間の初年度とする新たな基本計画の策定を予定している。

本審議会は、以上の新たな基本計画のあり方を審議するため、重要な課題である人口減少等に伴う給水量の減少と水道施設の更新需要の増大の二点について、現況を把握するとともに将来の事業環境を確認した。

イ 給水人口・給水量・給水収益の将来見通し

わが国の水道は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期に急速な広がりを見せた後、昭和50年前後と平成10年前後に施設整備のピークを迎え、平成22年度末現在、給水人口は1億2,482万人を超え、水道普及率も97.5%に達し、国民にとって大切なライフラインになっており、国民福祉の増進に多大な貢献をしている。

しかし、水道事業の経営環境は、平成22年をピークに日本の総人口が減少傾向に転じ、今後の人口の減少傾向は確定的であるとされていることから、給水人口や給水量も減少し続ける時代が到来し、今後、厳しい状況となってくる。

本市の水道普及率については、国と同様に97%を超え、ほとんどの市民へ水道を供給することが実現できているものの、給水人口が国よりも10年程度先んじて平成10年以降減少に転じており、その減少の幅は拡大傾向にある。

震災と原子力発電所事故により本市への人口移動が発生しているものの、国と同様、現在の年齢別の人口構成や出生率の状況を踏まえると、減少傾向の継続は確定的であることに加え、国より先んじて減少しているために、本市の給水人口の減少は国を上回って進行する可能性がある。

これに伴い、給水量も同様に減少し続けることが想定されることから、産業振興策の実施や地域経済情勢の大きな変動を考慮しない条件のもとで、現在の減少傾向が続くものとして試算をしたところ、40年後の平成62年度の給水量は、平成22年度の半分程度まで減少する可能性があることが分かった。（参考資料2参照）

給水量の大きな減少は、持続的経営に必要となる事業収益を減少させ財政状況が悪化するほか、施設稼働率の低下をまねいて事業効率が悪化するなど、水道事業全体のあり方に多大な影響を及ぼすものであるため、給水量の減少を前提とした長期的視点での事業経営をしていかなければならない状況となっていることを確認した。

ウ 水道施設の更新需要

本市は給水区域が広大で、しかも起伏に富む地勢であり、市街地が分散していることなどから、水道施設を多く必要としている。

本市は合併前の旧市町村の水道施設を引き継いで水道事業を創設した昭和44年（西暦1969年）以降、総額約1,400億円をかけて水道施設を整備してきた。

事業創設から40年が経過し、これまで整備拡張してきた水道施設の大量更新の時期を迎え、今後更新費用は大幅に増加する見通しである。

このため、老朽化した水道施設を更新する費用について、将来どの程度発生するのかを試算した。なお、この試算においては、施設の更新時期に関して、全国統一の基準が定められていないため、経理上の法定耐用年数（注）をその施設の使用期間として更新する場合を仮定した。

試算の結果、法定耐用年数で全施設を更新とした場合の費用は約71億円／年となった。これは近年の建設改良費の実績額である約30億円／年の2倍以上であり、実施困難な額であることが判明した。

以上は、一つの試算の結果ではあるが、給水人口や給水量が減少しつづけ更新需要が増大する時代にあって、持続的な経営をしていくためには、将来を見据えた施設更新の考え方、施設の更新基準を明確にする必要があり、中長期的なアプローチで、財源の裏付けがある更新事業計画を策定し、事業を推進していかなければならない状況となっていることを確認した。

（注）法定耐用年数とは、地方公営企業法施行規則に定められた減価償却費を算出するための耐用年数である。本市を含め多くの水道事業体においては、その施設の状態が良好であれば、法定耐用年数を経過しても継続使用することが通常である（法的な問題は無い）。

(2) 将来の事業環境を踏まえた水道施設の再構築等

ア 水道施設の再構築

本格的な人口減少時代の到来による給水量の減少により、保有する施設能力が過大となり施設稼働率が低下し事業効率が悪化する。また、効率的な施設の更新を図るためにも、水道施設全体の見直しをしていく必要がある。

現在、水道局が主要事業として進めている「基幹浄水場連絡管整備事業（計画期間：平成15年度～平成33年度）」は、平常時の効率的な配水運用と震災・水質事故など非常時の安定給水を可能にすることを目的として、基幹浄水場間で水を相互融通できる水系幹線等の新たな配水施設を整備しているものである。（参考資料3参照）

本事業は、事業完了後には大規模な漏水発生時や一部の浄水場停止時にも対処できるようになり災害時に大きな効果を発揮することが期待されること、さらには既設水道施設の更新も兼ねているため、配水池6箇所、ポンプ場3箇所、管路3箇所（6.1キロメートル）の更新費用73.3億円が不要となることなどから、引き続き積極的に推進していくこととしている。

現在は、各浄水場、各配水池水系の接続が完了していないため、施設能力、給水量、さらにその差分である余剰能力については、各浄水場、各配水池水系の範囲内での検討、対応に限定されているが、本事業の進捗により、全体の施設能力、給水量、余剰能力、必要な予備能力等を考慮した水道施設の再編が可能となってくる。

今後は、推計に基づく更なる給水量の減少を前提に、災害時に必要となる一定程度の予備能力を考慮した上で、施設能力の最適化の検討を進め、安定給水とあわせて余剰の施設を削減する水道施設の再構築（浄水場、配水池、ポンプ場の廃止等）を進めていくこととしており、健全かつ安定的な事業運営を持続していくために必要な方策として妥当と判断する。

イ 水道施設の更新

老朽化した施設の更新需要の増大に対処するには、将来を見据えた施設更新の考え方を明確にする必要があり、そのためには、施設を実際に使用できる年数を見極めた上で、重要度・優先度を考慮した更新基準を設定し、更新事業を行う必要がある。

水道施設は、配水管などの「管路」と浄水場やポンプ場などの「構造物及び設備」の二つに大別され、更新費用に占める割合は管路が7割、構造物及び設備が3割である。

「管路」の布設総延長は平成24年度末現在で2,185キロメートルであり、そのうち基幹管路と配水本管の合計布設延長は514キロメートルで、総延長に占める割合は24%程度と比較的小さいものの、主に浄水場から各給水ブロックへ水を運ぶ重要な管路であるため、漏水事故が発生した場合、断水区域が広範にわたり、断水期間が長くなるなど市民生活へ与える影響度が大きい。

一方、配水支管の布設延長は1,671キロメートルで、総延長に占める割合は76%と大きいですが、主に各給水ブロック内で各需要家まで水を運ぶ比較的細い管路であるため、基幹管路等と比較すると漏水事故が発生した場合に市民生活へ与える影響度が小さい。

また、施設をいつまで使用するかについては、施設の更新時期に関して全国統一の基準が定められていないため、市独自に定めることとしている。その設定に当たっては、他の水道事業体の例も踏まえた上で、材質や施工方法から評価し、使用できると見込まれる年数を実際に使用する年数（以下、「実使用年数」という。）とするとしている。

これらを踏まえ、水道施設のうち「管路」については、漏水事故が発生した場合の影響度の大きさのほか、早期に耐震化すべきもの、重要公共施設へのルートにあたるものなどの重要度と、実使用年数や腐食性土壌、地盤の評価などを踏まえた優先度を総合的に勘案し、計画的に更新していくこととしている。

「構造物及び設備」についても、更新の基準となる施設の実使用年数を見極める必要がある。ただし、構造物については施設毎に老朽度合いや耐震性が異なり、

実使用年数を一律に設定することは困難であるため、法定耐用年数の60年を実使用年数の目安にすることを基本に、今後実施する耐震診断の結果によって、更新あるいは耐震補強とあわせて延命化を図っていくこととしている。設備については、定期的に分解修繕、部品・機器等の交換を行い、延命化を図ることとし、実使用年数を法定耐用年数の約2倍の30年に設定し更新していくこととしている。

以上、水道局が検討を進めている「管路」と「構造物及び設備」の更新基準の考え方について、施設の更新需要増大に対処する適切な取組として妥当と判断する。

ウ 水道施設更新等の事業費と建設投資可能額

上記の更新基準の考え方にに基づき、どの程度の更新事業費が必要となるかを試算したところ、今後40年間で1,115億円（約27.9億円／年）が必要となる結果となった。

さらに、その更新事業費に、新たな施設整備となる基幹浄水場連絡管整備事業費と、その他に見込む必要がある事業費（管路の移設等）を加えた投資必要額（建設投資に必要な額）を試算したところ、今後40年間で1,393億円（約34.8億円／年）の事業費が必要となる結果となった。（参考資料4参照）

これに対して、現行の水道料金体系のもとで、今後、投資可能額（建設投資に使える資金）がどの程度見込めるかを試算した。試算によると、平成27年度は35.7億円／年と算出されたが、給水人口の減少に伴う給水収益の減少により、約40年後には8.9億円／年まで減少するという結果となった。（参考資料5参照）

以上は、現行の水道料金体系を維持した上で企業債の発行を現行水準に保つという条件のもとでの試算結果ではあるが、このままでは将来、投資可能額が減少し、投資必要額を確保できなくなる状況に至る。このため、長期的視点での施設のダウンサイジングや最適な更新による事業費圧縮を図るほか、企業債の適正管理を踏まえた資金計画を立てるなど安定経営に向けた種々の取組を進めていく必要があると判断する。

資 料 編

参考資料 1	現行財政計画と今後の収支見通し……………	14
参考資料 2	使用水量の推移と予測……………	15
参考資料 3	基幹浄水場連絡管整備事業の概要……………	16
参考資料 4	本市更新基準で更新した場合の水道施設更新等の事業費・	17
参考資料 5	建設投資可能額の試算……………	18
第 14 次いわき市水道事業経営審議会審議日程及び内容……………		19
第 14 次いわき市水道事業経営審議会委員……………		20

現行財政計画(平成23～26年度)と今後の収支見通し

上段:23～25年度は決算額、26～28年度は見込額

(単位:億円)

中段:財政計画(平成25年1月策定) 下段:比較(上段－中段)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	23～28合計
収 益 的 収 支	収 入 (a)	85.2 85.2 0.0	89.8 88.7 1.1	90.9 85.3 5.6	105.8 84.2 21.6	92.5 — —	91.1 — —	555.3 — —
	給水収益 (水道料金収入)	74.4 74.4 0.0	83.6 83.2 0.4	83.5 80.4 3.1	82.8 79.4 3.4	81.9 — —	81.0 — —	487.2 — —
	その他 (給水加入金等)	10.8 10.8 0.0	6.2 5.5 0.7	7.4 4.9 2.5	23.0 4.8 18.2	10.6 — —	10.1 — —	68.1 — —
	支 出 (b)	81.7 81.7 0.0	70.5 72.5 △ 2.0	69.7 74.4 △ 4.7	88.1 75.6 12.5	78.4 — —	76.6 — —	465.0 — —
	維持管理費 (人件費、委託料、修繕費等)	44.2 44.2 0.0	33.2 35.1 △ 1.9	33.0 37.0 △ 4.0	49.4 38.7 10.7	38.8 — —	37.0 — —	235.6 — —
	支払利息 (企業債の支払利息)	8.9 8.9 0.0	8.4 8.4 0.0	7.5 7.8 △ 0.3	7.0 7.5 △ 0.5	6.7 — —	6.4 — —	44.9 — —
	減価償却費等 (非現金支出、資本的収支の補填財源)	28.6 28.6 0.0	28.9 29.0 △ 0.1	29.2 29.6 △ 0.4	31.7 29.4 2.3	32.9 — —	33.2 — —	184.5 — —
	純 損 益 (a)－(b) (資本的収支の補填財源)	3.5 3.5 0.0	19.3 16.2 3.1	21.2 10.9 10.3	17.7 8.6 9.1	14.1 — —	14.5 — —	90.3 — —
	収 入 (c)	6.8 6.8 0.0	17.4 22.8 △ 5.4	22.6 20.7 1.9	32.7 15.3 17.4	46.7 — —	14.7 — —	140.9 — —
	企業債	3.4 3.4 0.0	13.0 14.5 △ 1.5	14.7 7.7 7.0	7.8 6.6 1.2	6.3 — —	5.8 — —	51.0 — —
資 本 的 収 支	その他 (工事負担金等)	3.4 3.4 0.0	4.4 8.3 △ 3.9	7.9 13.0 △ 5.1	24.9 8.7 16.2	40.4 — —	8.9 — —	89.9 — —
	支 出 (d)	37.7 37.7 0.0	62.1 79.6 △ 17.5	65.3 68.8 △ 3.5	95.0 66.8 28.2	108.2 — —	74.9 — —	443.2 — —
	建設改良費	16.3 16.3 0.0	33.9 51.4 △ 17.5	37.8 48.8 △ 11.0	74.8 46.8 28.0	88.0 — —	54.7 — —	305.5 — —
	企業債償還金	21.4 21.4 0.0	28.2 28.2 0.0	27.5 20.0 7.5	20.2 20.0 0.2	20.2 — —	20.2 — —	137.7 — —
	収支不足額 (e)＝(d)－(c)	30.9 30.9 0.0	44.7 56.8 △ 12.1	42.7 48.1 △ 5.4	62.3 51.5 10.8	61.5 — —	60.2 — —	302.3 — —
	補填財源 (f)	80.3 72.4 7.9	99.2 96.7 2.5	106.2 82.4 23.8	109.9 75.6 34.3	92.3 — —	76.2 — —	318.3 — —
財 源	資金残額 (f)－(e)	49.4 41.5 7.9	54.5 39.9 14.6	63.5 34.3 29.2	47.6 24.1 23.5	30.8 — —	16.0 — —	16.0 — —
	企業債残高	351.1 351.1 0.0	336.0 337.5 △ 1.5	323.2 325.1 △ 1.9	310.7 311.6 △ 0.9	296.7 — —	282.2 — —	— — —

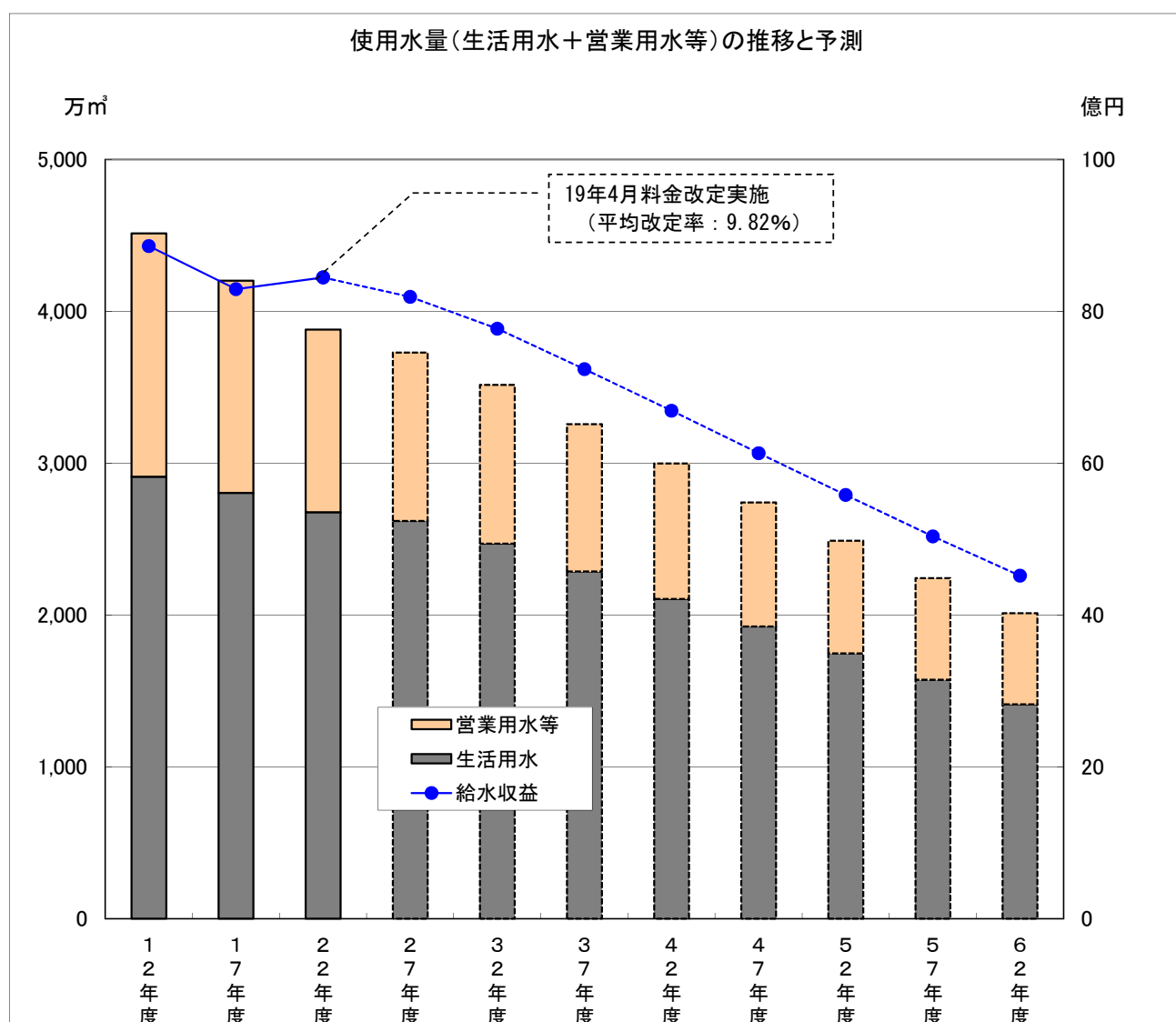
※ 収益的収支は消費税抜き、資本的収支は消費税込みの金額。

(平成26年7月1日現在)

※ 収益的収支の平成26年度以降には、会計制度変更に伴う引当金等に係る収入及び支出を含む。

※ 企業債は、大規模事業の企業債充当率を50%とした金額。

使用水量の推移と予測 (上水道+簡易水道)



(消費税抜き)

年度 区分	実 績			予 測									
	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度	37年度	42年度	47年度	52年度	57年度	62年度		
												対22年度	
生活用水 (万㎡)	2,910	2,805	2,677	2,619	2,469	2,287	2,105	1,925	1,747	1,574	1,411	—	
増加水量 (万㎡)	—	△ 105	△ 128	△ 58	△ 150	△ 182	△ 182	△ 180	△ 178	△ 173	△ 163	△ 1,266	
増 加 率 (%)	—	△ 3.61	△ 4.56	△ 2.17	△ 5.73	△ 7.37	△ 7.96	△ 8.55	△ 9.25	△ 9.90	△ 10.36	△ 47.29	
営業用水等 (万㎡)	1,603	1,397	1,202	1,109	1,046	969	893	817	742	669	601	—	
増加水量 (万㎡)	—	△ 206	△ 195	△ 93	△ 63	△ 77	△ 76	△ 76	△ 75	△ 73	△ 68	△ 601	
増 加 率 (%)	—	△ 12.85	△ 13.96	△ 7.74	△ 5.68	△ 7.36	△ 7.84	△ 8.51	△ 9.18	△ 9.84	△ 10.16	△ 50.00	
使用水量 (万㎡)	4,513	4,202	3,879	3,728	3,515	3,256	2,998	2,742	2,489	2,243	2,012	—	
増加水量 (万㎡)	—	△ 311	△ 323	△ 151	△ 213	△ 259	△ 258	△ 256	△ 253	△ 246	△ 231	△ 1,867	
増 加 率 (%)	—	△ 6.89	△ 7.69	△ 3.89	△ 5.71	△ 7.37	△ 7.92	△ 8.54	△ 9.23	△ 9.88	△ 10.30	△ 48.13	
給水収益 (百万円)	8,859	8,291	8,446	8,194	7,770	7,238	6,691	6,132	5,580	5,035	4,517	—	
増 加 額 (百万円)	—	△ 568	155	△ 252	△ 424	△ 532	△ 547	△ 559	△ 552	△ 545	△ 518	△ 3,929	
増 加 率 (%)	—	△ 6.41	1.87	△ 2.98	△ 5.17	△ 6.85	△ 7.56	△ 8.35	△ 9.00	△ 9.77	△ 10.29	△ 46.52	

基幹浄水場連絡管整備事業の概要

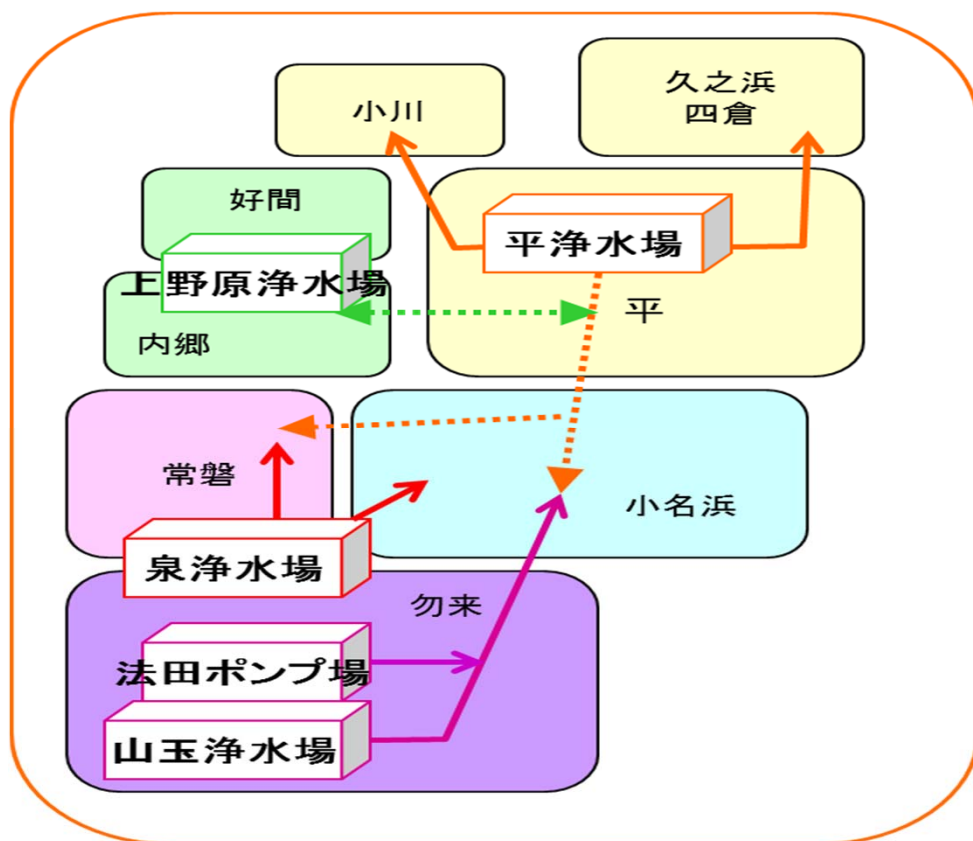
1 事業目的

- ・ 平常時の効率的な配水運用と震災・水質事故など非常時の安定給水を可能にすることを目的として、基幹浄水場間で水を相互融通できる水系幹線等の新たな配水施設を整備する。

2 事業概要

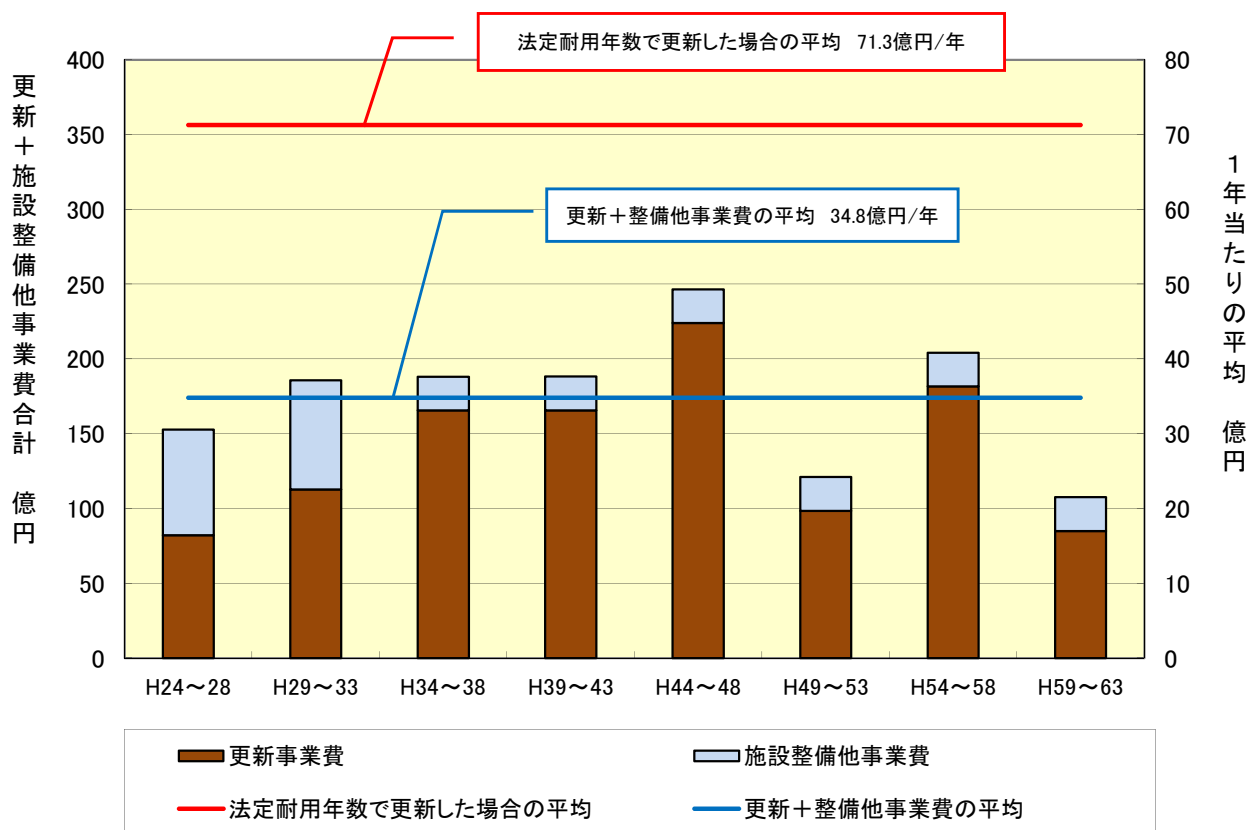
- ・ 事業期間：平成15年度～平成33年度（19年間）
- ・ 計画事業費：約160億円（平成25年度までの投資額77.6億円、進捗率48.5%）

概略図



※ 図の点線で表示した配水施設等を新たに整備し、基幹浄水場間での水の相互融通を可能にする。

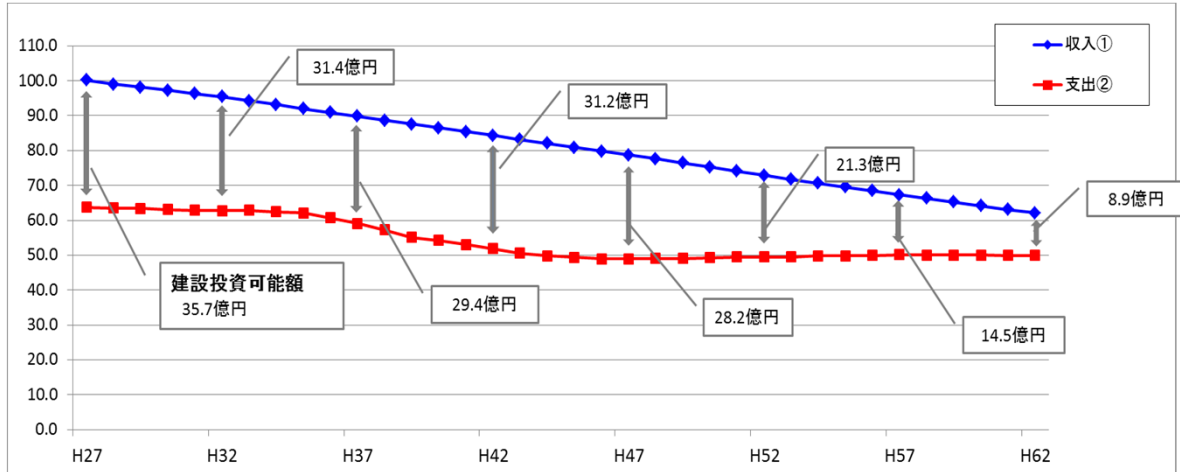
本市更新基準で更新した場合の水道施設更新等の事業費



単位: 億円

区 分	H24~H28 2012年～ 2016年	H29~H33 2017年～ 2021年	H34~H38 2022年～ 2026年	H39~H43 2027年～ 2031年	H44~H48 2032年～ 2036年	H49~H53 2037年～ 2041年	H54~H58 2042年～ 2046年	H59~H63 2047年～ 2051年	計	期間平均 (1年当たり)
更新事業費	82.1	112.7	165.6	165.7	224.1	98.5	181.6	85.0	1,115.3	27.9
施設整備他 事業費	70.6	73.0	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5	278.6	6.9
計	152.7	185.7	188.1	188.2	246.6	121.0	204.1	107.5	1,393.9	34.8

建設投資可能額の試算



試算にあたっての前提条件

○ 建設投資可能額（建設投資に使える資金）

- ・ 各年度の現金収入から、現金支出を差し引いた額
- ・ 前年度からの繰越資金

建設投資可能額＝（現金収入（A）－現金支出（B））＋前年度からの繰越資金

A 現金収入

- ① 水道料金等（水道料金、給水加入金、手数料、負担金など）
 - ・ 水道料金：＜参考資料 2＞「使用水量の推移と予測」で見込んだ給水収益
- ② 企業債（国などからの借入金）
 - ・ 年平均10億円
（震災前の平成18年度から22年度までの5年間平均）

B 現金支出

- ① 経常経費（人件費、委託料、修繕費、動力費、支払利息など）
 - ・ 平成25年度の実績（見込額）を基本に算出
- ② 企業債償還金（借入金の償還元金）
 - ・ 既借入れ分の元金に、新規借入れ分の元金を加えた額

第14次いわき市水道事業経営審議会審議日程及び内容

開催年月日	開催場所	審議時間	主な審議内容
平成24年11月20日 (第1回)	水道局 第1会議室	14:30 ～ 16:10	・委嘱状交付 ・諮問 ・審議会設置の経緯 ・審議会の日程
平成25年 1月22日 (プレスティミATING)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:00	・水道事業の概要
平成25年 3月19日 (プレスティミATING)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:00	・水道財政のしくみ
平成25年 5月14日 (第2回)	現地	13:00 ～ 17:00	・水道施設視察 (平浄水場、水質管理センター、夏井川幹線 管路トンネル 外)
平成25年 7月25日 (第3回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:15	・水道事業経営プラン（基本計画、中期経営 計画） ・国の新水道ビジョン
平成25年 9月26日 (第4回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:05	・給水人口、給水量、給水収益の将来見通し
平成25年12月11日 (第5回)	労働福祉会館 大会議室 2	15:00 ～ 17:00	・水道施設の更新需要
平成26年 1月30日 (第6回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:00	・水道施設の更新需要への対応の考え方
平成26年 3月20日 (第7回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:10	・水道施設の更新需要への対応 ・建設投資可能額の試算
平成26年 5月22日 (第8回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 16:55	・基幹浄水場連絡管整備事業 ・水道施設更新等の事業費
平成26年 7月 9日 (第9回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:15	・中期経営計画の改定 ・今後の財政収支見通し
平成26年 8月 5日 (第10回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:00	・これまでの審議会意見等の整理
平成26年 8月28日 (起草委員会)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 17:00	・答申案の作成
平成26年 9月18日 (第11回)	水道局 第1会議室	15:00 ～ 16:30	・答申案の審議
平成26年10月20日 (答申)	秘書課 接室	11:00 ～ 11:20	・答申

第14次いわき市水道事業経営審議会委員

(五十音順・敬称略)

役 職	氏 名	職 業 等
会 長	大川 信行	東日本国際大学 名誉教授
副会長	初瀬 富士美	生涯学習コーディネーター
委 員	石山 伯夫	(株)マルト 管理本部副本部長
〃	海野 守江	いわき市地域婦人会連絡協議会 方部長
〃	佐藤 和良	連合福島いわき地区連合会 副議長
〃	佐藤 弓子	いわき商工会議所女性会 会長
〃	高橋 孝光	いわき地区商工会連絡協議会 理事
〃	松浦 晋也	小名浜製錬(株)小名浜製錬所 副所長
〃	水庭 誠	(社)いわき青年会議所 副理事長
〃	緑川 美彌子	いわき市消費者団体連絡協議会 理事
〃	村田 和子	いわき明星大学 薬学部 教授
〃	村田 裕之	公認会計士
〃	矢作 すみ枝	塾講師
〃	山田 肇	公募
〃	吉田 恭子	公募

(委員の任期 平成24年11月 1 日～平成26年10月31日)